

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・
第4期特定健康診査等実施計画(案)への意見募集について

1 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について

(1) 宝塚市国民健康保険データヘルス計画とは

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づく、国民健康保険被保険者のレセプト(診療報酬明細書)※や特定健康診査結果などから得られるデータ分析による、被保険者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業を行うための計画です。

※レセプト:病院や診療所が医療費の支払いを公的機関に請求するため発行する診療報酬明細書。患者に対して、どのような診断、検査、治療が行われ、薬剤がどのくらい処方されたか記載されている。

(2) 宝塚市特定健康診査等実施計画とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から保険者は、被保険者に対し、生活習慣病予防に関する健康診査及び保健指導を実施することとされています。この計画は、宝塚市国民健康保険が実施する特定健康診査・特定保健指導を実施するための基本的事項を定めるものです。

本市では、上記二つの計画の整合性をとり、保健事業の効果的かつ効率的な実施のため、一体的に策定し、被保険者の健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指します。

2 計画(案)策定の経過

国は、データヘルス計画について、都道府県レベルで評価指標の設定等を標準化する方針を示し、兵庫県では計画策定等の共通化を進めており、市では第3期計画より兵庫県の方針に基づき、計画(案)を、市関係部局及び兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会に設置された保健事業支援・評価委員会の外部有識者等の協議を踏まえ策定しました。

3 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)のポイント

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まり、国は特定健康診査等において、成果を重視した見える化の推進など新たな方向性を示しており、より効果的かつ効果的な事業運営が求められています。また、国民健康保険制度については、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」においては、保険者のデータヘルス計画の

標準化等の取組の推進を掲げています。市では、被保険者の健康課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指すことを目的とし、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行います。

4 意見募集の目的

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- (1) 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)に対する意見募集
- (2) 別紙「意見提出用紙」
- (3) 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)の概要
- (4) 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)

5 計画(案)の公表方法

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)
トップページから「検索性 ID: 1054886」を入力し検索できます。
- (2) 市の窓口
市役所国民健康保険課、市民相談課、宝塚市立健康センター、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。



2次元コード

6 意見の募集期間

令和6年(2024年)1月9日(火)から令和6年(2024年)2月9日(金)まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目(氏名、住所、電話番号等)すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所本庁舎国民健康保険課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合も、期間内必着とします。

正確な聞き取りができず、ご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「宝塚市 市民交流部 市民生活室 国民健康保険課」

電話番号 0797-77-2063

ファクシミリ 0797-77-2085

電子メールアドレス m-takarazuka0023@city.takarazuka.lg.jp

※国民健康保険課は、宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所本庁舎2階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所2階国民健康保険課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別の回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。